

## 第二百五十七号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給	料	月	額	
六	五	四	三	二	一
七三八、八〇〇円	六六八、〇〇〇円	六〇一、五〇〇円	五三〇、一〇〇円	四六七、一〇〇円	四一五、五〇〇円

第七条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
一	三二八、四〇〇円
二	三五五、一〇〇円
三	三八五、七〇〇円

第八条中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百八十二・五」を「百分の百八十五」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項及び第二項の規定は令和七年四月一日から、改正後の条例第八条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。

##### （期末手当に関する特例措置）

3 令和七年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百八十五」とあるのは、「百分の百八十七・五」とする。  
(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。